

文教委員会議録 第五号

昭和三十一年二月九日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 次郎君

委員 赤城 宗徳君 加藤 精三君

坂田 道太君 町村 金五君

吉盛君 鈴木 義男君

山崎 始男君

北村 徳太郎君 高村 坂彦君

田中 久雄君 並木 芳雄君

河野 秀市君 山口 好一君

小牧 次生君 木下 哲君

平田 ヒデ君 野原 覺君

小林 信一君 山本 幸一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 竹尾 弋君

文部事務官(大臣官房會計課長) 天城 勲君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大學學術局長) 稻田 清助君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房総務課長) 齋藤 正君

専門員 石井 島君

二月九日

委員大西正道君辞任につき、その補

欠として木下哲君が議長の名で委員

員に選任された。

二月七日

私立学校施設の災害復旧費国庫補助

に関する請願(原稿君紹介)(第三

二六号)

理科教育振興法の一部改正に関する

請願(原稿君紹介)(第三二七号)

写真技能師法制定に関する請願(山

口好一君紹介)(第三二八号)

同外一件(田中利勝君紹介)(第三二

九号)

同(白井莊一君紹介)(第三五六号)

同(菊池義郎君紹介)(第三九三三号)

同(廣瀬重吉君紹介)(第三九四号)

水産総合練習船建造に関する請願

(田口長治郎君紹介)(第三六九号)

岩手県に国立水産大学設置の請願

(鈴木善幸君紹介)(第三九五号)

共同実習船建造費国庫補助に関する

請願(鈴木善幸君紹介)(第四二〇号)

産業教育振興法の一部改正に関する

請願(床次徳二君紹介)(第四二五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本学士院法案(内閣提出第六号)

就学困難な児童のための教科用図書

の給与に対する国の補助に関する法

律案(内閣提出第二〇号)

文教関係予算に関する説明聴取

〇佐藤委員長 これより会議を開き

ます。

まず、去る六日本委員会に付託にな

りました就学困難な児童のための教科

用図書の給与に対する国の補助に関す

る法律案を議題とし、提案理由の説明

を聴取いたします。清瀬文部大臣。

就学困難な児童のための教科用図

書の給与に対する国の補助に関する

法律案

就学困難な児童のための教科用

図書の給与に対する国の補助に

関する法律

(目的)

第一条 この法律は、経済的理由に

よつて就学困難な児童のため教科

用図書の給与を行う地方公共団体

に対し、国が必要の援助を与える

こととし、もつて小学校における

義務教育の円滑な実施に資するこ

とを目的とする。

(国の補助)

第二条 国は、市(特別区を含む)

町村が、その区域内に住所を有す

る学校教育法(昭和二十二年法律

第二十六号)第二十三条に規定す

る学齢児童の同法第二十二條第一

項に規定する保護者で次の各号の

一に該当するものに対して、同法

第二十一条第一項の教科用図書又

はその購入費を給与する場合に

は、予算の範囲内において、これ

に要する経費を補助する。

一 生活保護法(昭和二十五年法

律第四十四号)第六條第二項に

規定する要保護者(その学齢

児童について、同法第十三條の

規定による教育扶助が行われて

いる場合の学校教育法第二十二

條第一項に規定する保護者であ

る者を除く。)

二 生活保護法第六條第二項に規

定する要保護者に準ずる程度に

困窮している者で政令で定める

もの

(補助の基準)

第三条 前条の規定により国が補助

を行う場合の補助の基準について

は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月

一日から施行し、昭和三十一年度

において使用される教科用図書か

ら適用する。

2 新たに入学する児童に対する教

科用図書の給与に関する法律(昭

和二十七年法律第三十二号)は、

廃止する。

3 補助金等の臨時特例等に関する

法律(昭和二十九年法律第二十

九号)の一部を次のように改正す

る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第三項を削り、附則第四項か

ら附則第六項までを順次一項ずつ繰

り上げる。

附則第七項中「第五項」を「第四項」

に改め、同項を附則第六項とし、以

下順次一項ずつ繰り上げる。

〇清瀬國務大臣 今回政府から提出い

たしました就学困難な児童のための教

科用図書の給与に対する国の補助に関

する法律案につきまして、その提案の

理由と内容の概略を御説明申し上げ

ます。

現在小学校への就学率はほぼ百パー

セントに近い状態にあります。が、實際

の就学状況を見ますと、学校には在籍

しながら、保護者の経済的困難によ

り、就学上必要な教科用図書の購入に

たえないため学校に通学できないと

か、あるいはまたこれらについてPT

A等の私的な援助を受けながら通学

しているような児童が少くございま

せん。

もとより国としては、このような困

難家庭の児童に対しましては、その貧

困度に応じて生活保護法による教育扶

助の制度を通じて必要な経費を給与し

てはおりますが、なおこれによつて就

学上困難のある児童が残されている

という実情でございます。特に教科用図

書の購入は、特定の時期にまとまった額

の費用を要します関係から、困難家

庭におきましては相当の負担になって

おります。

そもそも法令は、保護者に対してそ

の保護する児童を小学校に就学させる

義務を課しておるのでありますから、

以上のように就学困難な事情にある児

童に対しましては、義務教育の円滑な

実施をはかるため、何らかの救済策を

講ずる必要があるでございします。学

校教育法が、経済的理由によつて就学

困難と認められる学齢児童の保護者に

対して、市町村が必要の援助を与えな

ければならないという規定をしており

ます。

第一類第六号

文教委員会議録第五号

昭和三十一年二月九日

ますのも、この趣旨にはかならないのでございます。この際も、市町村が教科用図書またはその購入費を就学困難な児童に給与いたしました場合は、予算の範囲内で、これに要する経費を市町村に補助することとしたのであります。

もとより、就学困難な子女に対する教科用図書の給与に対する補助は、小学校に限らず、中学校にも及ぼすべきものと考えられてございますが、さしあたりこれを小学校だけに限定して、国の補助制度を定足せしめるようにいたしましたのでございます。

この法律案は以上の趣旨によりまして、国の補助の範囲、基準等について必要な事項を規定し、また付則におきましては、現在施行停止になっております「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」を廃止する等、所要の経過規定をいたしております。

以上この法律案を提出いたしました理由及び内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ十分御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に、一昨日の委員会におきまして、清瀬文部大臣及び天城會計課長より説明を聴取いたしました文教関係予算について、本日は質疑を行いたいと思います。質疑の通告がありますので、これを許します。小牧次生君。

○小牧委員 授業料問題につきまして、清瀬文部大臣と大学学術局長に若干の質問をいたしたいと思います。この問題につきましては、先般同僚辻原議員から、予算委員会において大要に

ついて文部大臣に御質問をいたしました、文部大臣の方から御答弁があったことは御承知の通りでございます。しかしながら、時間の関係もあつたかと思ひますが、十分なる御意見も承わることができず、私ももといたしましては、今回の授業料値上げ問題についてにわかに納得しがたいものがございますので、さらに具体的に質問いたします。

まず、御答弁をお願い申し上げたいと存するわけであります。この問題につきましましては、金額がそうたくさんになりませんし、またいろいろな客観的な情勢などを考えて、この程度の授業料の値上げはやむを得ないではないか。あるいはまた戦前に比べて安いから、このぐらいの五割の値上げは妥当であるとか、いろいろな意見も出ておるようでございます。しかし今日の国立大学の学生の生活状態、生活の実態をいろいろの資料によつて調べてみますと、私もこれは、この値上げ問題が、

ういったほんとうの実態を十分に把握しておらない結果出てきたのではないかと、このことを考えさせられるのであります。文部省の大学学術局の学生課の方でいろいろ今日の学生の生活状態をお調べになった調査の結果を拝見いたしました。自宅から大学に通つておる学生の生活費でございますが、東京におきましては、国立大学の学生は一月生活費が四千七百円となつておるようであります。これに比べまして、私立大学の学生の生活費は六千六百二十円、従いましてその比率は約七十一%、また地方におきまして、同じく国立大学の学生の生活費の平均を見ますと、これは東京よりも若干安く

なつておりました、約四千二百二十円、これに比べて、私立大学の学生の生活費は五千三百七十円、その比率は大体同じで七七%、また下宿におつて通学しておる学生の生活費を見ますと、東京におきましては国立大学が八千六百二十円、私立大学の学生が一万一千七百円、その比率は七四%、地方におきましては国立大学が七千六百二十円、私立大学が一万七千五百円、その比率は七十一%、こういうふうになつておりました。国立大学の学生が私立大学の学生に比べて約七割という低い生活費で生活をしておる、こういうことが大體育えると思つてありまして、国立大学の学生がどういふ家庭から出ておるかというところをいろいろ調べてみますと、当然こういうふうな低い生活費でやつていかなければならぬといふ結果になることが明らかであります。たとえばその父兄は会社員であるとかあるいは官公庁の吏員であるとか、あるいはまた教員、あるいは農村の方、漁村の方、こういう父兄が苦しい中から自分の子弟に仕送りをしておりますので、そうたくさん仕送りすることができない。そういう子弟が国立大学の学生の大半を占めておるといふ結果であらうと私は考えるわけであります。しかも今日の学生——これは国立も私立も同様でございますが、今日の学生の生活状態を戦前のそれと比較いたしてみますと、昭和九年の東大の生徒の資料がございまして、ちょうどそのころ私も東大におりましたので、よく知つておるわけでございますが、昭和九年の東大生の生活費は、調査資料によりますと間代を含んで、一月の生活費はおよそ四十八円五十二銭という数字が出ております。しかしながらこの

数字は、実際においてはおそらくまだ若干多いのではないかと。四十八円五十二銭という金では、当時学生の生活にいたしましては普通の生活は困難ではなかつたろうか、かように私は想像いたしております。この昭和九年の物価指数と現在のものと比べてみますと約三三〇・七、これは昭和九年から十一年を平均して基準とした指数でございますが、三三〇・七という数字になつております。従いまして前の四十八円五十二銭にこの指数をかけてみますと、約一万六千円という金額になるのであります。しかしながら四十八円幾らかが不十分な生計費であるといふしますならば、この一万六千円という金額は、実際にはまだこれ以上になるのではないかと、こういうふうな考えますが、国立大学の学生の東京における下宿の生計費は、先ほど申し上げました通り八千六百二十円、こういう数字になつておりました。ただいま申し上げました一万六千円に比べてみますと約五四%にしか当たらないということが明らかになるのであります。

まず簡単に、このように今日の学生の自宅あるいは下宿における生活状態を瞥見してみますと、非常に少い金額で苦しい中から学業を學んでおるといふことは、これはもう否定できない現実であるかと私は信じております。ちょうど戦前の約半分の生活水準である、しかもこのわずかな生活費を自分の親元の方から送ってくる金で全部まかつておる学生というものは、これまた資料の示すところによりまして全体約半分にしか当たらない。従いましてあとの不足する半分はあるいは奨学資金なりあるいはまたアルバイトをやり

ながらこれを補ひましてそうして何とか何とか最低生活の営める生活費を得てそうして授業を受けておる。こういうことになると思ふのであります。さらにもう少し突っ込んでその内容を調べてみますと、そういった学生の中で全然内職をしないで済みますことができる者、これが全国平均で約五〇%であります。この傾向は地方の大学になりますとさらにひどいと考へております。九州大学の出されました資料を見ますと三八%であります。また内職せねばやつていけない者、これが三七・四%、これを地方の大学の例として九州大学を調べてみますと四二%、さらに内職をしなければ全然学業の継続ができない者、これが一二・八%であり、九州大学の資料によりますと約二〇%、こういうような数字が現われて参つておるわけであります。従いまして大部分の学生は奨学資金なりあるいは今申し上げましたようなアルバイトをやつていかなければならぬといふことで相当な疲労を感じながら授業を受けておる、またあるいは病氣を起しまして療養も受けなければならぬ、そういう療養の必要のあるような学生も相当出て参つておるようであります。しかもこのアルバイトの収入というものはごくわずかでありまして、これも資料の示すところによりまして大部分月千円から二千円あるいは二千五百円、平均二千二百円というわずかな月収であります。御承知のように私は、アルバイトということは決して原則にはなつておらないので、たまたま家庭教師あるいはその他のアルバイトをやつておる方もおりましたが、そう

なからこれを補ひましてそうして何とか何とか最低生活の営める生活費を得てそうして授業を受けておる。こういうことになると思ふのであります。さらにもう少し突っ込んでその内容を調べてみますと、そういった学生の中で全然内職をしないで済みますことができる者、これが全国平均で約五〇%であります。この傾向は地方の大学になりますとさらにひどいと考へております。九州大学の出されました資料を見ますと三八%であります。また内職せねばやつていけない者、これが三七・四%、これを地方の大学の例として九州大学を調べてみますと四二%、さらに内職をしなければ全然学業の継続ができない者、これが一二・八%であり、九州大学の資料によりますと約二〇%、こういうような数字が現われて参つておるわけであります。従いまして大部分の学生は奨学資金なりあるいは今申し上げましたようなアルバイトをやつていかなければならぬといふことで相当な疲労を感じながら授業を受けておる、またあるいは病氣を起しまして療養も受けなければならぬ、そういう療養の必要のあるような学生も相当出て参つておるようであります。しかもこのアルバイトの収入というものはごくわずかでありまして、これも資料の示すところによりまして大部分月千円から二千円あるいは二千五百円、平均二千二百円というわずかな月収であります。御承知のように私は、アルバイトということは決して原則にはなつておらないので、たまたま家庭教師あるいはその他のアルバイトをやつておる方もおりましたが、そう

○清瀬國務大臣　今御指摘の数学はお
おむね相当なものだと考えておりま
す。

あけて、ある程度の値上げはやむを得ないではないか、こういう御答弁でございしましたが、一応これを平面的に考

もあるのであります。私は今小牧さんのおつしやるような理屈を強調いたしまして、まず最小限度ここまで下げなければならないことを御了解願いたいのであります。

○小牧委員　もう多くは申し上げませうが、今大臣のおつしやるような考え方では七〇％か、あるいは一〇〇％か、これはなかなか際限のない問題ではないかと考えるのであります。従ひまして、こういった場合には受益者の負担能力とか、学生の、あるいは父兄の負担能力、あるいはその支払い能力という実態をまず十分お考えになる必要があると思うのであります。そうしてまた物価指数とか、国民所得とかいろいろおつしやいますけれども、今申し上げました通り、実際にはその生活の消費水準といったものが、やはり基本にならなければならない。こういったことを考えますと、決して生活の消費水準というものは五〇％は上昇しておられない。そうなりますと、父兄は三千元も上りますと、なかなかこれを仕送りすることが困難である。そうなりますと、教育の機会均等という立場から考え、拡大しなければならぬこういった大学の入学者を逆に狭くしていく、こういうような現象も生まれてくるでございましょうし、あるいはまた国立大学の方で授業料を値上げいたしますと、また私立大学の方でも値上げをする。あるいはまた地方の公立の大学、あるいは高等学校も続々と国に見

習って、授業料の値上げを誘発して参る。値上げをする傾向が生まれてくる。こういうような、今日の私どもの普通の考え方に逆行するような状態を引き起して参ると私は確信いたすのでございまして、金額が少いので、何とかこれは他の方法をもって財源措置ができるのではないかと。大学の研究費が必要だとか、あるいは研究設備が必要だから、若干の増額分をこれに充てざるを得ない。そうしてまたその上げた分は、学生の方に返ってくるというように、十分私は別途な措置ができると思っておりますが、もう一度大臣のお考えを承わりたいと思います。

○清瀬國務大臣 理屈からばかり言うのではございせんが、物価指数が百九十倍になっておる。すなわち貨幣の価値が百九十分の一になっておるといふときに、今日五〇分の値上げでもって学校に行き得るということは、昭和十五年ごろに払った月謝よりは、ずっと安い月謝を払って学校に行くことになるのでございまして。もともと昭和十五年は戦前でございまして、戦前の教育制度と今の制度とは趣向が違ひますけれども、それでも現実においては、戦前より安い値段で大学教育を受けられるのでございまして、この限度のことは、国民全体の利益を代表する国会、政府としては、やはり認めて非常なる不公平ではない、こういうふうなことでございまして。五〇分という数字に決して拘泥しませんが、またほかの数字を持っていたとしても同じことでありまして、まあ世間で、このくらいはやむを得まいという声が多いのでございまして。

○小牧委員 これで質問をやめますが、なるほど戦前に比べて、国民生活は豊かにはなつております。しかし私が申し上げたいのは、くどいようでごさいます。今日の私どもの生活の消費水準、あるいは学生の生活の消費水準、これは決して五割値上げのところまでなつておらない。おそろくこの値上げによりまして、また相当父兄は苦しむであらうし、学生はまたアルバイトなりあるいは奨学金の申し込み、こういったことに狂奔しなければならぬ。奨学金も、御承知の通り希望者を十分に満足させるところまで出ておりません。アルバイトも、大臣よく御承知であらうと思えますが、われわれはいろいろこれを願ひますが、何とかして学生が仕事を免けて、そうして学業が継続できるように就職もあつせんしたいといふことで、非常にわれわれも努力いたしておりますが、容易にそういう学生の希望を満たすことができないような今日の事情であらうと私は考えておりますが、ますますこういう状態に拍車をかけるような傾向が生れてくることは、私は否定し得ない現実であらうと思えますので、どうかもう一度他の方々と十分お話し合ひを願うことを希望して、私の質問はこれで打ち切ります。

○佐藤委員長 関連して河野正君。○河野(正)委員 授業料の値上げが合理的であるかどうかというところにつきましても、ただいまいろいろと計数を並べて小牧委員からそれぞれ開陳せられたところでごさいます。私はさらに重ねまして、補足的にこの問題について若干の質問を行なつてみたいと思えます。

先ほど大臣は答弁の中で、大学というものは義務教育でない、特殊な人が行くので、ある程度の犠牲はやむを得ない、だろつという御答弁が、あつたやうでございまして。ところが今日の事情を見てみますと、単に大学の授業料値上げによつて起つて参りますいろいろな問題のみならず、今日の情勢におきましては、各地における高等学校におきまして、今までは国立大学よりも授業料が高いといふことは工合が悪いので、何と申しますか、情勢待ちといふような状態でごさいます。ところがここが国立大学が授業料の値上げといふことがきまりますならば、各地における高等学校も一斉に授業料を値上げするといふような状況が待ちかまえてゐるのでございまして。そういったことで、私も今度の問題といふものは、単に大学のみの問題のみならず、ひいてはいろいろ教育界に對して大きな影響をもたらすものと確信するのでございまして。なおまた地方におきましては、今日私がいろいろ申し上げるまでもなく、地方財政というもののはだんだん圧迫を受けて参りますので、地方におきましては大学の授業料値上げと同時に、いろいろ大きな影響を巻き起してくるものと確信いたしますが、そういった大学に限局せず、あらゆる方面に重大な影響をもたらすのだといふような情勢を十分お考えの上で、さような方針を示されたものかどうか、その点一つ大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

○清瀬國務大臣 法規の上では、文部大臣は国立大学の授業料を定める権能を持つておるだけで、公立ことに今御指摘の高等学校については直接の権能

がございせんけれども、不当な値上げについては適當なる抑制の策を講じたい、とかように考えております。

○河野(正)委員 ただいま答弁を聞きまして全く不可解に存じますのは、少くとも大臣は教育に關しましては日本の最高責任者であるものと私は考へております。ところが公立学校の授業料については権限がないので、その点についてはわれわれはあきらかに知らぬといふような御答弁は、大臣の教育に對する熱意を私は非常に疑わざるを得ないのでございまして。今日まで私は大臣のお話をいろいろ伺つて参りましたけれども、教育に對しては非常に熱意を持つてやつておられるといふふうな考へておりましたところが、ただいまのように、公立の高等学校は自分からは所管でない、どうもそういうところまでは考へない。しかしながら大臣の立場というものは日本の教育の上におきましますところの最高責任者でございまして。そういった立場からただいまのような答弁を承わりますことは、私も全く心外といわざるを得ないのでございまして、さらにその点一つ御答弁いただきたい。

○清瀬國務大臣 私はあきらかに知らぬと申したのではありません。法規上は権限はないけれども、十分抑制の方法を講じると申し上げたのです。

○河野(正)委員 御存じのように、大臣は今日まで予算委員会その他におきまして私ども承わつて参りますと、今日教育基本法の改正の問題を主張されておるやうでございまして。その趣旨を承わつて参つたのでございまして、今日まで大臣が申されました趣旨は、大体今日の教育基本法というものは

つばなものである、しかしながら足りない部分があるので、そういう点を今後補足してつばなものにしてやつていきたいといふふうなお話を、予算委員会その他におきまして発表されておるのを私も承わつて参つたのでございまして、御承知のように教育基本法第三条には、教育の機会均等というところが規定されております。私からいろいろ申し上げるまでもなく、その中にはすべて国民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受けること、この機会を与えられなければならないといふことと、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に對しては、奨学の方法を講じなければならぬといふことでございまして、言葉のあやから申し上げますと、奨学金を渡せばいいのだという印象を受けますけれども、私も私どもは教育基本法の建前、精神というものは、単に修学困難な者に對して奨学金をやるというだけではなく、能力のある者にはできるだけ教育を受けられるようにしてやる、そういう立場から申しましたならば、やはり授業料の値上げによつて今後新しく入ってくる人が入つてこられなくなる、あるいは今日修学しておる者が修学困難になるといふ面につきましても、大臣が単に奨学金の問題だけではなく、ただいま申し上げましたやうな授業料の問題等を通じて御善処をいただくことが私は最も適切な方法であり、今日まで教育基本法をいろいろ論議されておりました精神にものっとりまして、その道だと考へておりますが、その点について明快な御答弁を承わりたいと思ひます。

○河野(正)委員 御存じのように、大臣は今日まで予算委員会その他におきまして私ども承わつて参りますと、今日教育基本法の改正の問題を主張されておるやうでございまして。その趣旨を承わつて参つたのでございまして、今日まで大臣が申されました趣旨は、大体今日の教育基本法というものは

○清瀬國務大臣 御承知の通り今の奨学資金の法律は戦前にできましたもので、びつたりと教育基本法の機会均等に合してあるとも言えないのでございますが、戦後これが継続いたしましたので、同じ趣意で運用したいと思っておりますのでございます。そこで今回奨学資金が上りました機会に、やはり奨学資金の貸付も幾分ふやそうと考えておるのでございます。従前は、高等学校については月に七百円貸付しておりました、これを七百万の分と一千万の分と二種類にいたしまして、今回の奨学料の変動におきまして非常に御不便を感じる方々には、やはり一千万まで貸し得ることにする。大学の方は月額三千万と二千万とありますが、三千円の方の数をふやしていく、こういう考えはいたしております。しかしながらこれはわずかな措置でありますから、これで十分の御満足を得るとも考えませんけれども、われわれの心持はそこにあるのでございます。

○河野(正)委員 ただいま私の質問は言葉が足りなくて、大臣多少誤解をされたようでございますが、私が御質問申し上げました趣旨というのは、教育基本法第三条の精神というものは、もちろん大臣が仰せられましたように、奨学資金を増額していくということも一つの方法であるけれども、しかしながら、やはり授業料その他を押えていって、できるだけ学生たちが十分な教育ができるように、そういうことを行うことも第三条を尊重する道であるということをおは御指摘申し上げたのでございますから、その点を一つ御答弁願いたいと思います。

た。教育基本法三条のうしろにひそむ思想から言えば、いさしくも授業料を値上げして機会を少くすることはよろしくないじゃないか、私も同様と考えます。ただそれには毎々申す通り、幾分突発問題に当たつてのしんじやく、理論には適応の限度がございますので、このくらいなことはいじやないか、かように考えておるのであります。

○河野(正)委員 ただいま大臣が御答弁なさった言葉じりをつかまえるように恐縮でございますけれども、先ほどの答弁を聞いて参りましたも、今度値上げいたしました五〇%につきましては何ら数字的な根拠はないというようなこと、あるいはまたたまたまの御答弁を承わつて参りましたが、これくらいなことは仕方ないじゃないかというふうな御答弁を承わつて参つたのでございますが、そういうことを私どもが承わつて参りますと、非常に大きな一つの疑問を抱かざるを得ないのでございます。それはどういうことかと申しますと、何ら基準がなく大かた五〇%くらいな値上げならよろう、あるいは先ほど御答弁の中にもありましたように、もっと上げた方がよろしいというふうな一方的な意見もあったけれども、五〇%に押えたのだというふうなことでございまして、私どもは、これは単に教育を守っていくというふうな立場ではなくて、あるいは大蔵省当局あたりから授業料を値上げしろというふうな強い申し入れがあった、そういう大蔵省当局あたりの圧力に屈して、大臣ができた五〇%くらいでまけてくれというふうな印象を強く受けてならないのでございます。そういうしますと、少くとも私どもが

大臣に大きく期待しなければならぬのは、今後日本が再び独立国となつて参りますためにも、ますます教育を振興していかなければなりませんし、教育の大きな発展を考えていかなければならぬのでございますが、そういう意味の最高責任者でございます大臣が、少くとも大蔵省、財務当局からの圧力によつて、授業料等の値上げをしなければならぬということ、私どもにとりましてもまことに残念に存するのでございます。そういう事実があったのかどうか、やはりこれは適当であるというふうな強い所信のもとに大臣がそのような方針をお示しになったものかどうか、その辺の事情を一つ大臣の口からお漏らし願いたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 予算のきまるまでに閣内あるいは院、その他どういふ折衝があったかはここで申し上げるべきことじゃないと思ひます。しかしながら世間一般には大学の授業料は安過ぎはせぬかという論もあることは事実でございます。それに乘じてもう少し上げるべしという議論はありましたけれども、少くとも現在入学しておる学生は今の基準で入学しておるのであるから、これについては一銭一厘も上げない。将来の国家の施設である大学の運営に關して、学生経費その他学生に還元されるということであつたら、五〇%くらいはよからうという考えを私は持つておりました、同僚もこれには賛成したわけでございます。これ以上具体的閣内の議論というものは申し上げべきではなからう、かように考えております。

○河野(正)委員 最後に一点、お願い

なり希望なり申し上げたいと思ひます。新聞の報ずるところによりまして、また先ほどから小牧委員からいろいろ数字的なことがあげられて参りましたが、そういう点から見ても参りました、文部当局が今度の授業料値上げについては非常に慎重な態度をとつてこられたというふうなことはわからぬでもないでございますが、結論的に申し上げまして、今度の値上げにつきまして大臣が再考を行うお考えがあるのか、やはりこれが正しいのか、最後までも所信を貫こうという方針で進まれるのかどうか、その点を最後にお尋ねしておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 この予算は全体として今日の日本の状態を顧みて一番正しいものと考えておりますから、これを変へる考えは毛頭持つておりません。

○佐藤委員長 一言だけちよつと委員長から質問申し上げますが、この授業料値上げのいきさつはいろいろ聞きましたが、これは高等学校その他の私立大学に影響するということをお考えになつておやりになったのかどうか、その点だけ一つ大臣から御答弁を願ひます。

○清瀬國務大臣 大学は最高の学府でありますから、自然これにならうものがあるというふうなことは心配いたしております。それゆゑに自治庁とか大蔵省その他の手を通じて、授業料の値上げが抑制されるように希望しておるのであります。

○佐藤委員長 山崎始男君。

○山崎(始)委員 新聞その他で伝えられておるところによりまして、教育委員会法改正の原案あるいは教科書の編さんの方案がたびたび出ておるのであ

りますが、この文部委員会へはまだ一度もそういう問題が諮られておりません。一体こういう重要法案は時間的にいつごろお出しになる御予定でしょうか、その日にちをちよつとお知らせを願ひたい。

○清瀬國務大臣 法案は二月下旬までには提案したいと存じております。要綱もでき次第本委員会には即日にも御報告申し上げて、早く御了解を願ひたいと思つております。非常に重大なことでありますから、怠慢しておるのではなく、各意見を持つておられる方が熱心にやつておられるので、今日もすでに他の場所でも研究されておると思ひますが、研究の結果は一日も早く皆さんの御審議を賜わりたいと思つております。

○山崎(始)委員 次に団体の問題で大臣の御所見をお尋ねしたいと思ひます。といひますことは、先月の中旬ごろでありましたか、次の年度以降の団体の地方持ち回りを、今後はやらないのだという閣議決定を見たということが伝えられました。御承知のように地方ではもうおそろく昭和三十六年度くらいまで、毎年度の主催場所といひますか、県といひますか、都道府県ではある程度予定していただいております。実はこの予定されております都道府県の様子を見ておりますと、それを各管内の市へ持つていって相談をして、市は市でそれをいかに実現するか、いろいろと予算上の面はもとよりであります。各民主団体とも連携をとります。その下準備をやつておることは御承知の通りだと思ひます。ところがあの閣議決定が出て参りまして、非常に何といひますか、末

端では迷つておるといふ状態なのであります。これについて一休あつた議決をされました中でも、文部当局はその発言権においても、一番比重の重い場所だと思つておられることには、この持ち回りをやめるという事に対する大臣の御所見を一つお尋ねしてみたいのであります。

○清瀬國務大臣 地方で国体をやるか、いなかで国体自身がきめることであるが、それに対して費用を出すのは地方団体でございます。またそれに対して補助を従前には出し来たつておるのでございます。で前臨時国会及びこの国会を通じて国会内の最大問題は地方の赤字解消であつたのです。国の経費はつじつまが合つておりますけれども、いかにせん地方団体は半分以上は赤字というよりも破産状態で、自分の雇うておる公務員の月給さえも遅配いたしておるといふような状態なのでございます。私自身としては、国体が地方に持つていかれることはいかんとだと思つております。これがために体育も発達し、また地方の文化も非常に進展したことは、もう議論よりも事実でございますから、地方へ持ち回ることはいかと思つておりますが、いかにせん總括的に一べん日本全国の地方の赤字を解消したいということが、一つの熱望でございますから、いづれわが国全体の行政といつたしましては、御承知の通り鉱工業の生産も非常に上昇し、天候の加減でありまして、農業生産も十分でありますし、貿易もよくなつたのでありますから、数年を期せずして、わが国の地方財政も健全化するに相違ありませんが、一べんは健全化する基礎を作りたいといふ

ことが、閣内の支配的の意見でありましたから、それまでの間は一時国体の地方巡回は停止することに同意せざるを得ぬものと思ひまして、私も同意いたしておるのでございます。

○山崎(始)委員 ただいまの御説明によりまして、結局地方財政の赤字が原因で、それを解消するといふことが、これがただ一つの、国体の持ち回りをやめるのだといふことの原因だ、こゝういふふうに理解できるのであります。が、私はこの点は文部大臣とされまして同意されましたことに対しては、非常に残念でならないのであります。先ほど文部大臣のお言葉にもありましたように、こゝういふ体育に關する、しかも団体といふようなものの性質から考へてみまして、あくまで日本の一つの行事として、しかも見のがしてならぬことは、何といひましても、民主団体の世論といふものは最もこれを尊重しなければならぬ性質のものであらうと私は思ふのであります。それが大臣御自身もよくおっしゃるやうに、地方財政のことが原因である、しかもそれは国の体育協会でございまして、かきめることであつて云々といふ言葉が先ほどございましたが、もしそれを御承知であるのならば、補助金を出さないといふことは私は言えるだらうと思ふのであります。持し回りをやめるんだといふことは、これは私はちとおとなげない、少しひど過ぎるのではないか。こゝういふ閣議決定といふものが非常に波乱を起しているのです。この点に対して、大臣は先ほどのお言葉の中にも半ば理解のあるやうな意味のことがございしましたが、ほんとうにおやめになる閣議決定なんですか、あるいは先へ

いつて、一べんあつたことを言つたけれども、そうじゃない、またもとの通りに地方の持ち回りにするのだといふやうな見込みといふものがあるんですか、どうなんですか。この点に対して、見通しと、それからまた大臣の御熱意のほどをもう一度一つお聞かせ願ひたいのであります。

○清瀬國務大臣 地方持ち回りをやめるといふ意味は、法律的に正しくいへば、持ち回つた場合の府県の経費の負担はやめるといふことなんです。また政府は補助をせぬといふことなんです。地方に体育大会を開くべからずといふ法律じゃないんですから、それを簡単に世間では持ち回りをやめる、こゝういつておるんです。しかしながら地方の赤字が解消され、日本の財政がよくなつて、ほがらかになれば、むしろこれは始まることと思ひます。永久孫末代まで地方に体育大会開くべからずといふことではないんです。

○山崎(始)委員 私一つ御要望いたしておきますが、この問題は、こゝういふふう文部省所管に關係して、最も民主的な意思といふものを尊重しなければならぬ、しかも國民の一大行事を、單なる地方財政の赤字——地方財政の赤字といふものは、これは私が申し上げるまでもございせんが、いろいろ原因がございせんが、そんなことを私申し上げるのが趣旨ではございせんが、わずかな金額でもつてこゝういふ意義ある一つの行事をあつたこゝういふな行き方をされるということには、私は文部大臣という立場においてこそ大いに私はがんばつてもらわなければいけない、かように思ふのであります。

す。どうぞ一つこの点は今後大にがんばつていただきたいといふことを御要望申し上げます。

次に学校給食のことで少しばかりお尋ねいたしますが、先日緊急質問でわかれの同僚議員からいろいろ御質問されたんであります。重複しないやうに、別の角度から少し聞いてみたいと思ふのであります。先日小林局長の方から学校給食の経過のお話でございしましたが、まず最初にお尋ねいたしますのは、日本学校給食会といふものが通産省から外貨の割当をもらつて、それを日本学校給食会が輸入をするんだ、小麦粉なりあるいは脱脂粉乳を輸入するんだと言われましたが、その輸入する相手の商社は一休どのくらい数がございますか。

○小林(行)政府委員 日本学校給食会が取り扱つておりますのは脱脂粉乳だけでございます。小麦の方は農林省の方で取り扱つておるのであります。それで通産省の外貨割当をもらひまして、輸入の契約をするのは、業者の選定は通産省の方で実はやつておるのでございまして、それに文部省の關係官が立ち会うといふやうな制度でございします。ただし昨年の十月一日から日本学校給食会が法律に基く特殊法人になりましたので、そのときからは文部省と同様に業者の選定それから入札に立ち会つておりますが、業者の選定は、大体外貨をもらつて輸入の業務ができてこゝういふことで、こゝういつたかなり資格の点を条件にした業者の選定を通産省の方でやつておるのでございまして、普通六社ないし七社くらいがその選定にあつておるやうでございします。

○山崎(始)委員 それが入力されまして

て学校給食会へ引き渡される。学校給食でありますから、その現物を末端の各都道府県へ引き渡す、その間の金銭的な支払い——必ずそこに早いおそいといふ問題が起つてくるのであります。が、その支払いの状態を少しお知らせ願ひたい。

○小林(行)政府委員 この日本学校給食会は業者と日本の港の倉庫渡しの契約をいたします。でありますから、普通たとえば横浜の倉庫で引き渡しを受ける、あるいは神戸の倉庫で引き渡しを受けるといふやうな契約をするわけでございます。そして倉庫にしばらく保管してありますうちに、文部省の方から、たとえば何々県に何々ポンドを送れといふ配給の指示を受けるわけでございます。その配給の指示に従つて輸送し、業者と契約いたしまして、それぞれの県、大体は県庁の所在地でございまして、県庁所在地のレール渡して各県へ送り分けます。そしてこれは普通大体四半期分を送つておられますので、その代金の方は、大体三カ月分送りますけれども、一カ月消費するごとに学校から集めて、県が給食会の方へ支払をする、こゝういふやうな状況になつております。

○山崎(始)委員 そういたしますと、横浜へ着いて、入つたものの配給の方法は三カ月分ずつ配給をする、そしてそれを現実に子供が消化したら、その金を集めて、その集まつたものを順次中央へ持つていつて、吸い上げていくことになる、こゝういふことなんです。ね、そうすると、金銭的にいいですね、現物というものは金を支払わずに先に都道府県へ行つておると解釈していいですか。

○小林(行)政府委員 大体対価の支払
いを受ける前にすでに先渡しで県の方
へは行っておるわけでございます。県
からそれそれ学校の申請に基いて学校
へ渡しおるといので、先渡しで品
物は行っておるわけでございます。

○山崎(始)委員 それが順調に行われ
ておればいいですが、私が非常に心配
することは、入荷したときに、よく入
荷量の問題であるとか、いろいろなこ
ともございまして、各都道府県へ持っ
ていって、非常にたくさん一べんに、
半年分も八カ月分も引き取ってこれと
いうような問題が運営面では実際にま
ま起るおそれがあると思っております。
それは現に過去においてそう
いうことがあったのであります。そう
すると、受け取った各都道府県は困る
から、今度はそれを学校へ持つていっ
て、数カ月分を引き取れ、そうなりま
すと、普通のとときはよろしいが、夏場
なんかになりますと、脱脂粉乳なんか
は腐ってくるおそれがある。腐って
くるおそれがあるのを末端の校長は目
の前に見ておつてははらしたから、悪徳
のブローカーあたりが腐るぞ腐るぞと
おどかしては、わずかな数字ですが、横
流しをしておつた現実の例を私は知っ
ておるのであります。今小林局長が言
われたような運営が行われておるのな
ら、私は配給面でそういう心配はいた
しません、三カ月分くらいの前渡し
で、それがスムーズにいつております
かどうか。これは言葉ではそれは
いつておるとおっしゃるかも知れませ
んが、そういうことは必ずしも不規則
に、どこかとか七カ月も八カ月も送り
込んだような例もあるものであります
から、今日はそういう例が改まっておる

でしようかどうかでしようか。

○小林(行)政府委員 お尋ねのよう
に、前に御承知のようなアメリカの無
償の脱脂粉乳が有償に切りかわりまし
たときに、府県の方から非常な大量の
需要申請が出まして、その需要申請に
基きまして文部省が購入した際に、非
常に大量なものを買い過ぎた事実がご
ざいます。その際に各府県にある程度
余分のものを引き取り願った事実はあ
ったようでありまして、その後数年
たつておりました、現在では先ほどお
答え申し上げましたようにほとんど円
滑に、二、三カ月分の需要を申請に基
いてお送りしておるといのが現実で
ございます。しかも各府県等、ある
いは府県等で倉庫にしまつておる間に
腐敗する、あるいは変質するといふよ
うな場合には、大体学校給食会の方へ
送り返してもらえばその代替品を、質
のいいものを送り返すといふことを
やっておりますので、ただいま御心配
のようなことは現在においてはほとん
どないと思っております。

○山崎(始)委員 先日から一日、二
日、新聞紙なんかで長崎以外で、北海
道その他の数県からもその証拠があ
がつておる。なおひいてはその他十
五、六県くらいの各府県でもその非違
があるというようにも新聞に出てお
るのであります、現在までの様子は
おわかりになりますでしょうか。

○小林(行)政府委員 文部省といは
しましては、長崎のような大規模な意
識的な違反は、おそらくほかの府県で
ないのではなからうかと考えておりま
す。ただし先ほどお尋ねのありました
ようないわゆる不良品と申しますか、
事故品の取り扱ひで間違つて処理をし

たというようなものがあるかもしれ
ませんけれども、おそらくそういうた
ものは、それほど大量なものではな
らうと存じます。しかし先日長崎県以
外の数県というようにことで県の名前
も出ておりますので、現在新聞に出て
おりますような県については、電話等
で照会をいたしておりまして、いづれ
報告が参ることと思っております。

○山崎(始)委員 前会に同僚議員から
も聞いておりますので、私はあえてし
つこくお尋ね申しません。ただ学校給
食というものが最近生まれてようやく
緒につかんとした今日、今回のような
事件が起りましたといふことは、教育
の一環としての学校給食そのものに對
して、われわれ非常に心配するのであ
ります。しかし今回の事件が一つの契
機となつて、逆に規正をされ、同時に
適正なる学校給食といふものが本来の
目的を全うするように私は大いにやっ
てもらいたいと思つております。こ
の点を一つ強く御要望いたしておきま
す。これで私は終ります。

○佐藤委員長 関連して並木芳雄君。
○並木委員 私は學術の振興の点につ
いて二、三お尋ねをしておきたいと思
います。それは今度新たに非常な増額
を見た項目の中に国際地球観測年事業
というのがございます。本年度の八千
七百万円に對して一億九千七千五百
万、つまり八億八千八百万の増となつ
ております。そしてこの中に南極地域
観測經費を含むということになってお
ります、この案が本議事になつてお
りまして、大臣の御説明を聞いておられ
ますので、南極地域観測調査に關しての
いわけの國際地球観測に對する大臣の
計画、実施方法、予算の使途、そ

うようなものについて、この際明ら
かにしておいていただきたいと思ひ
ます。

○清瀬國務大臣 このことはわが國學
術の進歩發達と世界におけるわが國
の、大く言へば地位のために非常に大
きなことと存じておるのであります。
國際地球観測年は、行うのはもう一年
後であります。昭和三十三年に本観測
をイギリス、アメリカ、ソ連その他十
数カ國で一齊に地球の狀態、わけでも
地磁氣、宇宙線、それから南極、北極
等の狀態を全部同時に調べようといふ
ことで、日本と豪州がちょうど東経百
三十五度の線上に當りまして、それ
を世界對等の立場でやるうといふので
あります。今年はその準備の年であり
ます。それに二つありまして、一つは
世間で通俗に南極探検と申しておるも
ので、南極における狀態を調べる、も
う一つは、秋田県でやはり成層圏その
他の狀態を調べる準備をいたしてお
ります。南極の方はこのごろよく新聞に出
て、南極の國を日本人も頭に描けるよう
になりましたが、ちやうどフランス・ハ
ラルド海岸がこちらの受け持ちでござ
います。そこへ砕氷船、水を砕く船を
持つていく、宗谷といふ船がありまし
たから、それに砕氷の設備をするので
あります。そういうことに五億ほどの
金が必要なのであります。それだけで
足りない、運轉費の予算で五千三
百万円の増加をまたするのです。隊長
はすでに御承知のように永田武先生
で、今予備のために北海道の網走の寒
中で訓練をしておるような次第であり
ます。これをやりますれば地球の成層圏
の狀態、地磁氣の狀態、各種のことが
學問的にわかるので、——わが國の學

問は戰時中各國に比べて幾分おくれま
したけれども、幸いにしてこの方面の
観測には今まで相当成功いたしてお
る。これでソ連、アメリカ、イギリス
と五角の成績を得るということとは、わ
が國の地位を上げることでもございま
するし、また実際に、一番初めてこの
仕事の結果を利用し得るのは日本じや
ないかといふことであります。と申し
ますのは、わが國は南極で捕鯨の仕事
をやっております。この國民も日本
という大きなことをやうしてお
りません。もう一つは、わが國に訪れ
るものは台風であります。あれが赤道
及び赤道以南の各種の地球上の狀態に
影響されておることは事実でございま
す。それゆゑに、一つにおいては學問
上のことと、もう一つはその成績を利
用し得る希望を持つて前内閣の時代よ
りこれに加入する決定を得て、着々
準備をしておるのであります。この予算
は本来は少いのです。新聞でござら
なければわかりませんが、アメリカあた
りは船を四隻も出して、バード小將が
の通りやっております。日本はたつた
一隻といふことであります、非常に
少いのでございまして、非常に、わ
が國の一般の經濟狀態からして、これ
より以上は出すことができないので、
残念ながらこの程度にとめておる次第
でございます。

○並木委員 次にお伺ひしたいのは、
新しく設けられた學術振興の項目とし
て、私立大學の理科特別助成補助金とい
うののことがございます。五千万円となつて
おりますが、今度の予算を見ますと、
從來教育内容の改善として産業教育あ
るいは理科教育、図書館、学校図書

館、そういう項目が少しずつ減っているのです。これでは教育内容の改善がなくて後退ということになってしまふので、われわれとしては数字の上からは非常に惜しまれるわけです。どうしてこういうところは少しずつ減っておるのか、あるいはそのかわりに今度私立大学の理科教育というものを助成するように、幾らか減らしてきておるのかもしれないが、その辺の事情がよくわかりませんので、説明をさせていただきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 文部省は従来これに戦前におきましては、主として国立大学に力を入れておったわけでございますが、戦後におきましては国立と合せて私学についても、私学の教育を充実振興させねばならぬということ而努力しておったわけでございます。昨年中央教育審議会にこの私学の振興方策について諮問をいたしましたわけでございますが、この振興方策として答申になりましたものにいろいろございまして、たけれども、その中で国立と並んで国が私学に特に必要とする、期待する学部、学科の教育については、国としてもっと援助すべきじゃないかというように答申になりましたので、その点に基づいて私立大学の理科の特別補助というものを予算要求したわけでございます。ある程度大きな数字を要求したのでございますが、これはただいまお話のございましたような五千万円程度が、この予算に実現したということでございます。これは大体初年度といたしまして、私立大学の理科系の学部について、本年度は主として設備を中心にあつたしまして、図書とかあるいは機械器具、こういったものの補助

金に使用したいと思つております。それ以外の面につきましては、たとえば振興会の補助金が八億五千万円から八億円に減つた。これは必ずしも私どもとしては、この数字から申せば一歩後退しているようでありましても、私立学校振興会の出資金は御承知のように五十億までを政府が一応出すという計画のもとに年々政府からも出資を仰いでおりますので、これが八億になりまして五千万円減りましたも、特に非常には大きな方策の変換があつたというものではないかと思つております。

それから私立学校の関係で、御承知のように共済組合の義務費の補助金等もございまして、また中等程度の理科教育の振興についても、本年度からある程度私立学校については補助金が出るというふうなことになるわけでありま

○並木委員 次に原子力の研究についてお尋ねいたします。いわゆる原子核の研究室並びに原子力の応用、これはすでに緒についておりますが、大学における原子核の研究というものが、ついで、文部省は力の入れ方が非常に弱いのではないかと思ふのです。今般のいわゆる応用化学的な原子力利用の対策の前に、大学における原子力の研究というものは先行しなければならなかつたと思つております。それで大々的に原子力の研究学科あるいは講座、これを応用する方法、それは民間における、このたび設立されようとする原子力応用の線と並行してもかまわないと思ふのです。それはそれでいわゆる原子力を商品化し、電力化し、動力化しようとする別途の用途について行われるのでありますから、それとは別に

学問自体としての原子力応用というものが研究されてしかるべきものであると思ふ。その点については立ちおくれの感があるのではありませんけれども、今後どういふふうにかこれを持ていくつもりでありますか、質問しておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 並木さんお説の通り、原子力の研究はまことに重大なことでございまして、そこで大学は、いわゆる学問の自由で、独立して一つ徹底的に原子力の研究をしていただきたい、こういう方針でございまして、この予算に關係して申し上げます、関西にありまして京都大学と東京の工業大学と二カ所に分れてやっております、こう思つておるのであります。京都の方では化学研究所の二つの部門、それから工業研究所の二つの部門をそれぞれ原子力の研究部門に振りかえます。東京工業大学では原子炉研究施設を新設していくのでございまして、また研究者、技術者養成のためには、以上二つの大学の大学院にそれぞれ原子力に関する研究科を設置いたします。なおこの研究科に使用します実験用の原子炉は、関西においては昭和三十一年に京都大学に一基新設します。それから関東においては原子力研究所のものを利用するようになつた、かように考えておるのであります。まだ公けに発表するに

は少し早いのであります。日本における某私立学校がアメリカから原子炉の寄贈を受ける話も聞いております。なお原子核の研究につきましては、全国の原子核研究者の共同利用に供するために、昭和二十九年より三年計画で経費十億円をもつて創設に着手いたしておりまして、三十一年度には六

つの研究部門を造成いたします。既設の部門は、荷電粒子原子核の反応の部門、中性原子核反応の部門、放射能の部門、原子核測定装置でございまして、さらにこれに新設しますのは、同位体の分離、原子核理論、高エネルギー原子加速装置、高エネルギーガンマ線の研究、中間子の物理学研究の幾つかの部門、原子核物理応用、こういう部門を設けてその研究を進めることにいたしてあるのであります。

○並木委員 それでは次に国際文化の交流について、これも新しい項目であると思ふのですが、外国人の留学生のための宿舎を建設する費用が計上されております。約二千八百二十万円で、これはなぜお伺いするかと申します、御承知の通り国際学友会というものがございまして、元来外国からの留学生は国際学友会で扱つておるようになっております。この間何かあそこで宿舎ができたところ、それが途中までできて鉄筋が少しはみ出して、これからは先の予算は今年文部省の方へできる外国人留学生の宿舎の建設費用の方に充當されたのではないかと、こういうことも聞いたのですが、そこに関連性があるのでしょうか。今度でございました項目では、どこへどんなものを作つて、外国からの留学生としてはどういうものを見込んでおるかというふうな点も、あわせてお聞きしたいのです。あちとこち、つまり外務省管轄の国際学友会と文部省管轄の留学生の宿舎とがあまり違った方向ででき上つても考えものだと思いますし、そこはうまく調節できて、多々ますます弁ずるようになることを念願する一人でございますが、構想を明らかにし

ていただきたいと思ひます。

○天城政府委員 担当局長がちょっとおりませんので、私からかわつてお答えいたします。

今度文部省の経費といたしまして外国人留学生のための宿舎を建設するということを計画いたしました。この計画は、大体東京と大阪の二カ所にいわゆる留学生会館、あるいは留学生宿舎というものを建設する、こういう考え方であります。お話の国際学友会の留学生収容施設との關係でございまして、けれども、私途中で伺つたことでございまして、外務省の方でも学友会の宿舎の増設の予算要求をしておつたということも聞きました。これは向うにつけるべき金をこちらにつけた、そういういきさつではございまして、私たちの方は、それは別に留学生の会館を作りたいという考え方で始めからしておつたわけでございまして、結論といたしまして似たような構想が両方にあつたということで、いろいろなお話があるようでございまして、現在学友会の方に収容されております外国の留学生は、いわゆる日本政府の国費留学生とは限りませんが、コロンボ計画に基づきます短期の技術者とかその他いろいろな留学生が一緒に入つておりました。日本の國費の大学における留学生とは限りませんが、この学生のめんどろをみる点につきましては、新聞でも二、三事件があつたことが報ぜられておりますけれども、やはり学生としてめんどうみる方がいいのではないかと、そのために、学友会とは別途に國費留学生だけの宿舎を建てたい、こういう考え方が出たわけであります。どういふふうにかこれを今後運営

していくかということにつきまして、学友会も伝統のある団体でございますし、御心配のような両者で重複したりすることのないように話し合いをいたしまして、留學生会館の運営をいたしたいと、今具体的な方法につきまして外務省とお話し合いを進めている段階でございます。

○並木委員 それでは最後に、大臣に私お伺いしたいと思っております。最近紀元節復活という一つの声があり、またそれが運動ともなつて表面化しております。私は当時終戦直後でございますが、文化委員会がございまして、文化委員長をして佐藤さんなどとともに、文化委員をしておつたとき、國の祝日を審議したのでござい

ますが、残念ながら國を始める日というは除かれてしまつたわけです。何とかして新しい意味での國を始める日、國の誕生日だけはほしいと思つたのですが、それが実現できなかったという氣持を強く持つておる者でございます。それと紀元節復活とを直ちに結びつけることは、これはかなりその間に危険性があるのではないかと。つまり私が今感じておるようなほんとうの新しい意味での愛國心から出るところの國の誕生日であるならば、大いに肯定していいと思つたのですけれども、今の状態でただ紀元節を復活して、それ天皇制復活、逆コース、戦前派万歳、こういうところにつながるようになつてしまつと、これはまたとんでもない方に突っ走つていくおそれもあるのです、この際非常にいい機会でありまして、戦前派でもあり進歩派でもある、両方

にまたをかけてまことにそのところを得た文部大臣である清瀬さんのほつきりした見解を明らかにしていただくことが妥当ではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○清瀬國務大臣 日本大部分は二月十一日を國の日と考え來たておるのではありません。日本書紀が原典でありましようけれども、これが行きたつた日本人の伝統的觀念とするならば、これをたまたま破るということとはよくあるまいと思ひます。伝統といふものはおむねこういうものであります。日本國がある以上は、いつか國の日はあつたには違ひないのであります。太古漢として尋ねべからざるものであります。大部分の日本人が二月十一日をもつて紀元節と考えている以上、これをすなはち受けとつて祭日とするがよろうと思ひます。しかしながら先年國會において法律をもつて祭日をおさめになつておるのでありますから、これがさらに日本國獨立後、新たな社會観で多くの人が祭日とするに可であるということであつたら、おのずから國會にもこれが反映して、これは前の法律が議員提案ですから、おそれる議員提案すべきものと思ひますが、さうな議員提案があるならば、私は議員の一員としてこれに賛成しようと思つております。

○佐藤委員長 次に日本学士院法案を議題として審議を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 学士院法案の御提案になつたものは別に問題はないのであります。大体これでよろうと思ひま

すけれども、一、二希望と質疑をかねて御質問申し上げたいと思ひます。第三条によつて学士院会員は学士院みずから選定する。これもほかに名案があるとは思ひえないので、妥当であると思ひますけれども、從來学士院の会員を選定するについては、結局國立大學の教授が大部分を占めてゐる。そして互に年限が来れば自然になることになつておるやうな形であるが、真にわが國における學者の最高の優遇機関、榮譽機關として考えます場合には、ひとり國立大學に限るはずはないのである。むしろ私立大學からも出ておりますが、よりよいやうなものであります。さらに民間の普通の學者でも、いわゆるセルフ・メイドの學者でも、おそれるべき國家の最高權威と目すべき人をおさめる意味において、そういう人を網羅し得る眞の會員選定の基準といふものがほしいと思つております。

○清瀬國務大臣 学士院の構成については、もとから私學をうとんとするといふことは実はなかつたんです。過日この案を研究し、ずっと見ましたが、明治十二年初めて学士院ができました時分も、有名な福沢諭吉先生なども入つておられます。中村敬宇先生、西周先生、あの時分に漢學とでもいへば加藤弘之さんですか、爾來日本は東西兩京の大學が大きな學問の測驗でありまして、今日のように何百の大學はなかつたのであります。自然官學の方も多かったのであります。またここに名簿がございまして、私立學校の方も相当あるのではありません。しかしながら今この法案審議に際して、鈴木さんの御意見のやうなものが出まれば、それともたおのずからしんしやくさるることと存じますけれども、法案では私學を尊重せよといふことを書くこともできませんし、こういう案になつたのでございまして。

○鈴木(義)委員 國會においてさういふ点が審議の話題になつたといふことを記録に残したいといふのが趣旨でありますから、後に学士院みずから定める場合に十分考慮してほしいと思つたのであります。

それから第九條で年金を支えることができるといふことになつておりますが、この年金の性格についてお尋ねをしたいと思います。もし國家公務員の特別職であるから、年金であるといふならば、やはり法律をもつて定むべきものでないかと思つております。文部大臣が定めることになつておる。どういふふうにして与えるつもりであるのか、承りたいのであります。

○稻田政府委員 私からお答え申し上げます。年金を支給する根拠は法律に置きますが、年々これは予算で定まらして、御審議を受けるわけでございします。従ひまして明年度の予算に計上いたしておりますのは、それぞれ院長、幹事、部長、一般會員の年金の單価を明らかにして、定めておる次第であります。どういふふうにしてといふのは、その方法についてのお尋ねだと存じますけれども、あるいはいか

なる金額かといふお尋ねでありますれば、院長の年金が五十二万五千六百円、幹事の年金が四十一万五千二百円、部長の年金が三十三万六千円、一般會員の年金が二十三万一千六百円。この性質は、科學者優遇といふやうな意味において支給せられる年金であると思ひます。

○鈴木(義)委員 例外なく与えるんですね。

○稻田政府委員 全會員に例外なく支給いたします。

○山崎(始)委員 関連ではありませんが、大學局長の顔が見えますので、お尋ねいたしますが、天文台の問題です。現在長野県と静岡県と岡山県の三県が候補地として上つておることは申し上げるまでもありませんが、現在どの程度まで天文台の問題は進んでおるのか、その様子を一言だけお聞かせ下さい。

○稻田政府委員 七十四インチ望遠鏡についてのお尋ねと存するのでございしますが、望遠鏡それ自身につきましてはレンズを英國に注文いたしてあります。これは明年度中にはできて参るはずでございます。

なお候補地の選定につきましては、問題が望遠鏡の問題でございします。で、天体観測に一番好適した土地を選ぶ必要がございしますが、二十九年からただいまお話がありました長野、岡山、静岡の三県に小さい望遠鏡を据えつけまして、實際において観測したり写真をとったりして、その実績を得つてあるわけでありまして、この現地に於ける小望遠鏡の観測は本年度一ぱいの事業でございまして、三月末くらいにその観測を終りまして、それに引き

続きまして、明年度に入りますれば、おそろく早い機会に土地の決定を見ることであろうと存じます。

○山崎(始)委員 そうしますと、候補地の決定は三月三十一日以後になるわけですね。

○稻田政府委員 お話の通りでございます。来年度に入って決定を見ることだろうと思ひます。

○佐藤委員長 ほかに御質疑はありませんか。——なければ本日はこの程度といたし、次会は来たる十四日火曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会いたします。

これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

昭和三十一年二月十一日印刷

昭和三十一年二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局